

ワーク・ライフ・バランスの推進に伴う時差勤務の本格実施について

区は、中野区特定事業主行動計画及びイクボス宣言等により、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向け、勤務環境の整備に努めている。

今般、家族との時間や趣味、子どもの送迎など、朝夕の時間を職員自身の生活に合わせ柔軟に活用することで、ワーク・ライフ・バランスの実現に資することを目的として、時差勤務を本格実施した。

- 1 開始日 平成30年8月1日
- 2 対象 正規の勤務時間(8:30~17:15)が割り振られている全職場のうち希望する職員
ただし、児童館、保育所、清掃事務所、宿日直、学校、幼稚園を除く。

3 勤務時間の割り振り変更内容

(1) 申請単位

1か月単位で勤務時間の割り振り変更を可能とする。

ただし、職務の遂行上特に必要があるときは、申請期間中の勤務時間を日単位で変更することができるものとする。

(2) 割り振り時間

正規の勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
① 割り振り変更	午前7時30分から午後4時15分まで
② 割り振り変更	午前8時00分から午後4時45分まで
③ 割り振り変更	午前9時00分から午後5時45分まで
④ 割り振り変更	午前9時30分から午後6時15分まで

※夜間会議実施時等における「ずれ勤務」については、従来通りの対応とする。

4 開庁時間

正規の時間どおりとし、時差勤務利用者の有無によって、開庁時間の変更は行わない。

5 利用者調整

職務に支障のない範囲で、所属長が行う。

所属長は、利用希望者や希望時間の偏り及び休暇者や当番者等との調整を行い、希望重複時は育児・介護による申請を優先する。